

平28福個答申第11号
平成29年1月16日

福岡市教育委員会 様
(指導部生徒指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年5月13日付け教指指第192-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第95号

「子の長期欠席について、学校から市教育委員会へ報告している『欠席事由』が確認できるもの」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「子の長期欠席について、学校から市教育委員会へ報告している『欠席事由』が確認できるもの」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、「校長所見」欄については開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年3月27日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成27年3月17日、審査請求人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「平成○年度○○○○○学校請求人の子の出欠状況について

平成○年○月○日～平成○年卒業時までの長期欠席について、学校から市教育委員会へ報告している『欠席事由』が確認できるもの」

- ② 平成27年3月27日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 平成27年4月12日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 「平成○年度 長期欠席・生徒調査 ○月～○月」の各月の「校長所見」欄に、審査請求人の子について記載された各月の〈表B〉に係る記載が存在する可能性を排除できないため。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年11月16日の当審議会審査請求部会における口

頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 非開示とした部分は、審査請求人の子以外の生徒の情報に関するところであり、本処分は条例第20条第2号に基づき、審査請求人の子以外の個人に関する情報を非開示としている。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が保有する「平成○年度 長期欠席児童・生徒調査 ○月～○月」である。

実施機関は、本件個人情報について、その一部が審査請求人の子以外の個人に関する情報であるため、条例第20条第2号に該当するとして、本件処分を行っている。

また、審査請求人は、本件個人情報のうち、実施機関が条例第20条第2号に該当するとした「校長所見」欄の記載について、審査請求人の子に係る記載の可能性を排除できないことを理由に審査請求を行っている。

そこで、当審議会では、「校長所見」欄を審査請求の対象と捉え、条例第20条第2号の該当性を検討する。

(2) 「校長所見」欄について

- ① 条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

- ② 実施機関の説明によると、「校長所見」欄は主に不登校の児童・生徒について記載する欄であった。当審議会が「校長所見」欄の記載内容を確認したところ、審査請求人の子以外の生徒に関する状況が記載されていることを伺うことができたが、個人を特定されない形で記載されていた。

- ③ したがって、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であるが、他の情報と照合することも含めて、特定の個人を識別することができるもの、又は当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められなかった。

- ④ よって、「校長所見」欄については、条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年 5 月13日	実施機関から諮問
平成27年 7 月10日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年10月26日（第174回審査請求部会）	審議
平成28年11月16日（第175回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年12月21日（第176回審査請求部会）	審議